

検証・評価・企画委員会産業財産権分野会合（第2回）

日 時：平成29年12月26日（火）13：00～15：00

場 所：中央合同庁舎4号館 共用1208特別会議室

出席者：

【委員】渡部座長、相澤委員、荒井委員、江村委員、近藤委員、佐田委員、妹尾委員、高倉委員、長澤委員、日覺委員、土生委員、林委員、原山委員、宮島委員、山本委員、渡邊委員、正木委員代理

【各省等】 経済産業省 木村審議官  
経済産業省 萩原課長  
特許庁 武田課長  
特許庁 川合課長  
特許庁 武重企画調査官  
農林水産省 杉中課長  
金融庁 日下室長

【事務局】住田局長、永山次長、川嶋次長、小野寺参事官、仁科参事官

1. 開会

2. 「知的財産推進計画2017」各施策に関する関係府省の主な取組状況

- (1) 地方・中小企業による知財活用
- (2) 「攻め」の農林水産業・食料産業を支える知財活用・強化
- (3) 知財・標準化戦略の一体的推進

3. 意見交換

4. 閉会

○渡部座長 ただいまから「検証・評価・企画委員会（産業財産権分野会合）」第2回を開催させていただきます。

本日は、御多忙中のところ、また、年末に差しかかるころを御参集いただきまして、まことにありがとうございます。

本日は「知的財産推進計画2017」の施策のうち「（1）地方・中小企業による知財活用」「（2）『攻め』の農林水産業・食料産業を支える知財活用・強化」「（3）知財・標準化戦略の一体的推進」。この3つの取り組み状況について検証・評価をし、議論を行うこととしております。

なお、本日、五神委員につきましては、所用のため、また、山田委員は、急な事情で御欠席ということでございます。

それから、小林委員も、本日は所用のため、御欠席されておられますけれども、代理で正木泰子様にご出席いただいております。

また、宮島委員につきましては、所用のため14時ごろにおくれて到着と伺っています。

委員会に先立ちまして、住田局長から御挨拶をいただければと存じます。

○住田局長 本日も年末のお忙しい中、お集まりをいただきまして大変ありがとうございます。

きょうからは、少し各論のお話ということで、中小企業、農業、知財・標準化ということでございまして、よろしくお願いをしたいと思います。

実は、先般も申し上げましたように、中長期をにらんだ新しいビジョンづくりというものに関しましては、先週、専門調査会というのが新たに発足をいたしまして、本日、第1回の会合が夕方に予定されておりますので、また、そちらの議論のほうも随時、こちらのほうでも紹介をさせていただいたりしながら議論を進めていかせていただければと思います。

よろしくお願いをいたします。

○渡部座長 ありがとうございます。

それでは、事務局から、まず、資料の確認をお願いしたいと存じます。

○仁科参事官 参事官の仁科でございます。

冒頭で大変恐れ入りますけれども、局長の住田のほうは、他の公務がございまして、ここで一旦退席をさせていただきます。また、後ほど戻ってまいります。よろしくお願いをいたします。

それでは、資料の確認のほうに移らせていただきます。

お手元にごございます資料のクリップどめを外していただきまして、上から議事次第、資料1、2、こちらは事務局の資料になります。

資料3-1から5まで、各省のプレゼン資料がございまして。

さらに、参考資料の1から5、こちらは事務局からの参考資料でございます。

参考資料6が、経済産業省から御提出いただきました資料。

参考資料7が、荒井委員から御提出いただきました資料となっております。

不足がございましたら、挙手をいただければ、事務局のほうで対応をさせていただきます。

○渡部座長 よろしいでしょうか。

それでは、知財推進計画2017の取り組み状況の検証ということで、今後のスケジュール及び本日取り上げる項目及び論点についての説明をお願いいたします。

○仁科参事官 早速でございますが、先ほど御紹介させていただきました資料の資料1を参照ください。

こちらに本年度の検討事項、産業財産権分野につきまして、まとめてございます。

本日は、第2回でございまして、先ほど、座長から御紹介いただきました3つの論点につきまして御審議いただきます。

第3回でございまして、2月5日でございまして。こちらでは「(1) 知財教育・知財人材育成の推進」に関する事項。

「(2) 産学・産産連携の推進、ベンチャー支援」にしまして扱う予定でございます。

第4回、3月29日でございまして、こちらでは、本日分の説明にもございまして、知財関連法の改正事項につきまして、まとめて扱う予定でございます。

また、産業構造審議会特許制度小委員会における議論の内容につきましても、こちらで御紹介をいただく予定でございます。

第5回でございまして、3月中旬から4月下旬で予定しております。こちらは、産業財産権分野とコンテンツ分野合同開催を予定しております。

昨年度、知財事務局のほうで新たな情報財の検討会というのを開催してまいりまして、AI創作物の取り扱いですとか、データの保護につきまして議論してまいりましたが、こちらのフォローアップをさせていただく予定でございます。

また、先ほど、住田から御紹介がございました、本日から議論がスタートいたします、知財戦略ビジョンにつきまして、検討状況等をこのタイミングで御報告させていただく予定でございます。

最後、第6回でございまして、本部会合を前にしまして、推進計画2018の素案を御提示しまして、皆様に御審議いただく予定でございます。

続きまして、資料2に移らせていただきまして、本日取り上げます項目、論点につきまして簡単に説明をさせていただきます。

資料2の1ページ目でございますが、本日の第1番目の論点でございます、地方中小企業における知財の活用でございます。

(1) 番に記載の事項は、基本的に、前回11月の第1回会合で説明をさせていただいておりますし、また、この後、各省庁のほうから詳細な説明がございますので、省略をさせていただきます。

(2) 番に移りまして、第1回委員会あるいは有識者の方からいただきました意見をま

とめさせていただいております。

簡単に御紹介させていただきますと、まず、最初の御意見でございますが、イノベーションの加速により生じる、地域格差の拡大への対応という視点も必要ではないかという御指摘をいただいております。

また、中小企業の特許料減免というような御指摘もいただいております。

また、地域団体商標の支援や産学連携の取り組みについては、さらに力を入れるべきではないかという御指摘。

また、地域経済の活性化やイノベーションの創出に向け、もう一步踏み込んだ施策が必要ではないか。

さらには、中小企業対策として金融機関の取り組みの重要性が高まっているといったような御指摘をいただいております。

下の枠囲みでございますが、本日の会合で論点となりそうな事項として、事務局が想定しておりますことをまとめてございます。

まず、最初は、地方中小企業を支援していく上で、さらに取り組むべき事項は何か。

2番目が、中小企業を支援する人材、機関をサポートするためにさらに取り組むべき事項は何か。

3番目が、金融機関や支援機関など、これらの関係者の方として取り組んでいただくべき事項は何かというあたりが論点になるのではないかと考えております。

ページをめくっていただきまして、2番目の議題でございます、農水産関係に関する知財の活用・強化の議題でございます。

こちらも（2）番から説明をさせていただきます。

第1回の委員会での委員の皆様からの御指摘をまとめてございます。

まず、最初でございますが、農業分野では、知財の管理の問題は、まだ依然として大きな問題であるという御指摘をいただいております。

また、知財の重要性の普及啓発という観点から、農業をやっているならば必ずアクセスするような窓口につックをかけることが有効ではないかという御指摘。

また、農業従事者に知財活用に関する「気づき」を与えるような取り組みが重要であるというような御指摘もいただいております。

さらに、単に農産物を輸出するだけではなく、現地で食の安全をつくるといったような世界観も意識しておくべきというような御意見もいただいております。

事務局で想定しております本日の会合での論点、下に四角囲いでまとめてございます。

まず、最初でございますが、地理的表示、植物品種についての支援策あるいは知財総合支援窓口の設置等、現在、行われている取り組みにつきまして、さらにその取り組みとして行うべき事項は何かという論点が1つ目。

2番目が、農業従事者に知財の活用に関する「気づき」を与えるために、取り組むべき事項は何か。

3番目が、GI法の改正、JAS法の改正を受けまして、その実効性を高めるためにさらに取り組むべきことは何かといったあたりが論点になるかと考えてございます。

最後は、3ページ目でございます。「知財・標準化戦略の一体的推進」でございます。

(2)番のところに、先ほどと同様、第1回の委員会で、委員の皆様からいただいた御意見をまとめてございます。

まず、冒頭、標準化に関しましては、Society 5.0を視野に入れまして、もっと広い産業界に広げていく活動ですとか、経営者の皆様への啓発に取り組むべきだというような御指摘をいただいております。

また、標準化につきましては、世の中の仕組みをつくるという意識が重要だという御指摘。

さらに、新市場創造型標準化制度につきまして評価をいただいているところでございますけれども、まだまだ地方中小企業には浸透をしてきていないというような御指摘。

また、ケース教材を使いましてセミナーは大変有益ですけれども、これについても地方で開催すべきだというような御意見をいただいております。

下のほうに、本会合での論点として考えている事項をまとめてございます。

3つございますが、まず、冒頭としまして、国際標準化を進めていく上で、官民の標準化体制はどうあるべきか。特に国の研究機関の活用をどう行っていくべきか、みたいなどころも論点になるかと考えております。

また、2番目としまして、欧米、新興国の積極的な標準化活動に対しまして、我が国としてどういった形で人材を確保していくのかという論点。

最後でございますが、JIS法の改正を受けまして、その実効性を高めるためにさらに取り組むべきことは何かというところが論点になるかと考えてございます。

私からの説明は、以上でございます。

○渡部座長　ありがとうございました。

それでは、第1番目の課題の「地方・中小企業による知財活用」につきまして、特許庁及び金融庁から説明をいただいた後に意見交換ということで進めさせていただきたいと思っております。

まず、特許庁から御説明をいただければと思います。

○武田課長　特許庁普及支援課でございます。資料3-1をごらんください。

まず、昨年のこの委員会で御報告をさせていただきました地域知財活性化行動計画、1年たちましたので、進捗状況を簡単に御説明したいと思っております。

基本方針は、大きく3つからなっております。全国レベルの取り組み、地域レベルの取り組み、それからKPIの設定、PDCAサイクルの確立ということでございます。

3ページになりますが、全国レベルの取り組みということでは、全国で行っております巡回特許庁の取り組みを28年度の6都市から、今年度は14都市において開催をさせていただいております。

既に12月現在では、10都市での開催が済みまして、32のイベントを行いまして、3,000人の参加をいただいております。

アンケート調査によりますと、80%以上の方は満足という御回答をいただいているところでございます。

中身につきましては、知財の活用、金融、それからブランドといったようなセミナーを実施しているというところでございます。

続きまして、4ページ、INPIT-KANSAI、INPITの近畿統括本部の設置でございます。

本年7月にJR大阪駅の北側でございます、グランフロントの中に設置してございます。

INPIT-KANSAIが提供するサービスにつきましては、資料にございますとおり、出張面接審査のサービスやテレビ面接審査のサービス、それから、4名の知財戦略エキスパートを常駐させておりまして、中堅企業への専門性の高い支援ということで、海外展開や営業秘密、それから知財戦略の策定・推進の支援を行っているところでございます。

続きまして5ページでございます。

農林水産分野との連携の強化ということで、これも農林水産省との連携を進めてまいりまして、先ほど申しました巡回特許庁のイベントの中で、地域ブランドセミナーの中では、GI制度の説明について、農林水産省にお願いをしてやっているというところでございます。

また、農林水産省主催の農林水産分野における知財研修に関しましては、各経済産業局知的財産室の職員や知財総合支援窓口の支援担当者、それから、弁理士、弁護士の専門家の方や、自治体担当者や、商工会議所の経営指導員等も参加して実施しているというところでございます。

6ページのほうは、KPIでございますが、これは、都道府県ごとの窓口による相談件数、専門人材による支援件数、よろず支援拠点との連携件数の目標を設定、これは、今年の12月に設定してございます。

7ページのほうは、知財総合支援窓口の相談件数でございますが、平成23年度に窓口を設置して以来、毎年相談件数は増加してございます。

31年度には、先ほど申しました目標で9万5,000件というところを目指しているところでございますが、昨年度は8万6,000件を超える相談件数、今年度10月末では5万7,000件ぐらいという件数になってございます。

窓口にお越しになる方の新規とリピートの方の件数ということでございますが、新規の方は、毎年2万件弱の推移ということで、その方々が次回からはリピートというカウントとなりますので、リピート数は毎年着実に伸びております。

9ページのほうは、中小企業による特許出願の推移ということで御紹介させていただきます。

窓口の相談が直接つながるというわけではございませんが、毎年、特許の新規の出願者の数、出願件数は伸びておりまして、昨年1年間の新規の出願件数は2,407件、出願者数にしますと、1,825者でございました。

また、10ページのほうでございますが、窓口における専門家の活用数の推移でございますが、こちらも着実に伸びておりまして、昨年度では1万4,314回の専門家の活用ということで、31年度の目標に向かひまして、これも着実に件数が伸びているという状況でございます。

11ページのほうは、よろず支援拠点との連携でございますが、これは31年度の目標を1,500件と設定いたしましたけれども、昨年度、もう既に1,600件と目標数値を超えております。これも着実に、今後も進めてまいりたいと考えてございます。

また、窓口における支援事例でございます。「権利取得」「海外展開」「営業秘密・ノウハウ」「知財経営・社内体制」といった支援事例も続々と出ておりまして、こちらのほうでは、知財ポータルHPにて公表をしております。現在、523件の支援事例を御紹介させていただいております。

これは、資料の後ろのほうに具体的にポータルサイトに載ったものを掲載させておりますので、後ほど、ごらんいただければと思います。

13ページでございますが、こちらは、先ほどのKPIのほかに、都道府県ごとに地域の特色を踏まえたKPIということを設けさせていただいております。

先ほどの数値は、全国共通の目標でございますが、こちらは、それぞれ各県の自治体の産業政策と沿った形あるいは重点産業分野等を支援していくといった、それぞれ自治体ごとの目標ということにさせていただいております。

主な目標のテーマは、こちらに御紹介させていただいているものでございますが、多くのものでは、自治体の計画とのリンクや重点産業分野、それから、農林水産業、食品加工業への支援といったものがあります。

少ないですけれども、営業秘密や情報管理、それから、金融との連携、また、人材育成は、まず、県の職員から人材育成をしようといったような目標もございます。細かな目標につきましても、同様に資料の後ろに添付をしておりますので、ごらんいただければと思います。

続きまして、支援策の中で、知財金融支援と外国出願支援について御紹介させていただきます。

知財金融支援につきましては、平成26年から金融機関向けに知財ビジネス評価書を作成し、提供するという事業を行っております。

こちらのほうは、16ページをごらんいただければと思いますが、平成28年度末までには、351件の評価書を作成いたしました。うち、融資を実行した金融機関は、全国で30機関（42件）でございます。

融資の金額は、数千万円から1億円までということになってございます。

今年度は、127の金融機関に対しまして、約200件のビジネス評価書の作成を実施しているというところでございます。

また、あわせて金融機関職員向けのマニュアルの作成やセミナーを実施、また、知財金

融シンポジウム等を巡回特許庁等の場で実施しているというところでございます。

17ページには、実際にビジネス評価書を活用した金融機関の一覧を掲載させていただいております。

18ページは、外国出願支援のほうでございます。

こちらは、JETROと各都道府県にございます、中小企業支援センターを通じまして、平成26年から実施しております。

本事業のフォローアップ調査をいたしますと、なかなか補助事業を御存じない方、また、応募期間が間に合わないといったような御意見もありまして、認知度不足や期間の柔軟性において課題があるという認識をしてございます。

これらの課題の解決ということでございますが、JETRO主催のセミナーを活用するなど、関係機関とも連携を行いまして、引き続き認知度の上昇を目指していきたいということでございます。

それから、期間の柔軟性につきましては、中小企業支援センターとJETROの募集期間を分けるほか、一部地域では、二次募集、三次募集まで行うということで、ユーザーが応募できる期間を可能な限り長く確保できるように関係機関と調整していこうと考えてございます。

そのほか、予算の単年度主義の原則から、現状では公募期間の制約が生じてしまうわけでございますけれども、さらに柔軟な公募期間を実現すべく、予算要求を含めた新たな事業スキームについて引き続き検討しているところでございます。

簡単ではございますが、私からは以上でございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

続きまして、金融庁からお願いいたします。

○日下室長 金融庁で地域金融機関を担当しております、日下と申します。どうぞ、よろしくお願いいたします。

資料3-2に従いまして御説明をさせていただきます。

1 ページ目をご覧ください。先ほど、知財金融支援の取り組みにつきまして、平成26年度以降、知財ビジネス評価書等の取り組みがあったと御説明がございました。

金融庁においても、平成25事務年度において、金融機関の健全性の評価を行う資産査定について、各金融機関の判断を極力尊重することといたしました。さらに、26事務年度以降は、地域金融機関が事業を適切に評価して、企業の活性化にいかに取り組んでいるかについて、金融機関と対話を行うという方針に転換を図っており、金融仲介機能の質の向上といった問題に鋭意取り組んでいるところでございます。

2 ページ目をご覧ください。現実問題として、地域金融機関の取引先である中小企業につきましては、従来から言われておりますとおり、自ら有する知財に必ずしも気づいていないという問題がございます。

従いまして、我々といたしましては、まず、地域金融機関が目利き力を発揮して、企業

が有している知財をきちんと評価することによって、企業側に気づきを与えることが重要であると考えています。

具体的事例としては、資料にも記載しておりますように、企業が有する加工技術でありますとか独自の製法がございます。企業は、自らが有する知財が独自のものだという感覚をお持ちではないケースもございますので、いかにそれが特殊で優れているかということについて、企業と対話をしていくことが金融機関には求められていると考えております。

次のフェーズが、いよいよ知財の活用ということになります。金融機関は、従来であれば、融資を行った後は企業自身が知財を活用して、自ら販路を開拓するということが当たり前だったかもしれませんが。しかしながら、現在においては、地域の活性化のために、金融機関自らが企業の側に赴いて、コンサルティングを行うといった動きが広がるように、我々としても何とかしたいと考えております。

具体的には、金融機関がコンサルティングによって企業にアドバイスしたことに対して手数料を取るということも長年認めてきております。金融機関が、十分なサービスを提供することによって企業から満足を得ると、企業の側も一定の手数料を払ってもいいという声も聞こえてきておりますので、そういったコンサルティングフェーズもしっかりと活用して、マーケティングのアドバイス、広報あるいは販路開拓といったものを拡大できたらよいと考えております。

さらに、当然のことながら、企業の知財活用のためのファイナンスは、従来以上に積極的に促して参りたいと思います。その結果として、中小企業における知財を活用したビジネス化、すなわち企業価値の向上が見られましたら、金融機関には手数料だとか、利息収入が入ってくるというように、金融機関の知財に対する目利き力が企業価値の向上に貢献するという好循環をつくっていきたいと考えています。

3ページ目、4ページ目をご覧ください。具体的な事例を2つ持って参りました。

まず、3ページ目の事例についてご説明いたします。本件では、従来のメインバンクが、皮革製造業者が設備を拡充する設備投資のための融資は行っていたのですが、皮革製造業者が有する動物の皮の「なめし」の技術がどの程度優れているかということに必ずしも気づいていませんでした。そこに、いわゆるメインバンクではない別の銀行が現れ、この会社の「なめし」の技術に着眼し、メインバンクの肩代わり融資によるリファイナンスを実施し、年間返済額の圧縮を行いました。その結果、皮革製造業者の資金繰りが安定し、老朽化した設備の更新であったり、生産性の向上に向けた前向きな投資を新たに行うことができるようになりました。

金融機関の役割として、企業のキャッシュフロー、すなわち年間返済額というものを金融機関が調整することによって、自由に使えるお金というものをしっかりと確保して差し上げるということが出来るわけですが、この銀行の場合は、先ほど申し上げましたように、従来は、融資の返済に資金繰りが充てられていたものを、年間返済額を抑えることによって、自由なキャッシュフローが生み出せるような支援を行ったという事例であり

ます。

4 ページ目の事例についてご説明いたします。本件では、工事におけるコンクリートのひび割れ防止、軽量化の特許を出願中の土木・建設業者に対して、金融機関には当該技術の評価が困難であるという課題がございました。そこで、知財の価値評価を行う「公社」、知財評価書類の提供を行う「知的財産評価機関」と連携し、当該特許技術を評価するための事業性評価スキームを構築したという事例です。

本件においては、金融機関のみならず、公社と土木・建設業者にも資金調達手段がないという課題があったわけですが、金融機関側が、こうした課題を解決するためのネットワークを構築することで、公社・知財評価機関による知財に対する評価が、金融機関によるファイナンスにつながり、その後、土木・建設業者は順調な成長を遂げております。

5 ページ目をご覧ください。こうした金融仲介機能を促進するために、金融庁としましては、昨年度、金融仲介機能のベンチマークというものを各金融機関に示し、金融仲介機能に係る自己評価を行うよう依頼しております。

自己評価の項目として55項目を掲げておりまして、この中に、事業性評価に基づく融資・与信先数・融資額・全与信先に占める割合が自行ではどうなっているかでございますとか、事業性評価の結果をお客様に示して対話をした取引先数がどれだけあるかといった項目がございます。こうした項目について、各金融機関において自己評価していただき、例えば、昨年に比べて今年はどうなのかといったような問題を自己チェックしていただくとともに、自らの金融仲介機能の向上に役立てていただきたいと考えております。

約1年半こうした取組みを実施してきた結果、ベンチマークに基づく金融仲介機能のPDCAが高まってきているという意見もございます。

一方で、少し課題も見えてきておりまして、お客様である顧客企業に金融仲介の取組みを見ていただくということが必要なのですけれども、それをどうするかという意見が出てきております。

ただし、金融庁としては、各金融機関がベンチマークに基づいて取引先の事業性を評価した融資をどのように行っているかということについて、相当程度、自身を見つめ直していると思っております。従いまして、こうした取組みが、これからますます、金融機関の取引先企業に対する事業性評価、すなわち知的財産を含む事業の将来性をしっかりと見た融資につながっていくことを期待してよいのではないかと考えております。

説明は、以上でございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に対して意見交換に移りたいと思います。

意見交換の時間は、各項目ごとに20分ということで、できるだけ多くの委員の方に御発言いただけますように、1回当たりの御発言時間、また、いつものことではございますけれども、2分以内とさせていただきますと存じます。

恐縮でございますけれども、1分半でベルが鳴って、また、2分で2回ベルが鳴るとい

う形でやらせていただきたいと存じます。

それでは、御意見のある方は、名札を立てていただければと思いますが、いかがでしょうか。

では、荒井委員からお願いいたします。

○荒井委員 商工会議所として、議題1の関連で要望を申し上げたいと思います。参考資料の7にお配りしてありますので、これに沿いまして説明させていただきます。

要望の1は、今回、中小企業向けの特許料金の一律半減制度が導入されるということで大変高く評価しておりますし、感謝しております。これで、アメリカや中国に比べて遜色のない仕組みになることを希望しております。

要望の2、そのためには、ぜひ、特許申請のいろいろな手続が大変なものを簡素化していただきたいという希望を強く持っております、これが実現して、初めてアメリカや中国並みになるということでございます。

①にございますのは、書類を一括にするとか、②にございますのは、中小企業がしっかり宣誓するというような方式にさせていただきたいということでございます。

2ページの要望3は、今、金融庁からもいろいろお話がございまして感謝しております。こういう形で金融機関が変わっていただくことが、ぜひ、中小企業にとっても期待しているわけでございます。

そういうことで、一部御説明にもございましたが、実際に知財を使った融資金額がふえるようにしていただきたい。これは、中小企業もせっかく特許を取ってもなかなか実際の融資にはつながっていないという意見がございまして、何のために特許を取っているのかわからないというような意見もございまして、ぜひ、実際に融資金額がふえるようにしていただきたい。あるいは、今、御説明がありましたようなことについて、できるだけ融資金額も含めてマクロで結構ですから説明をしていただくとありがたいと思っております。

要望の4は、外国出願支援制度につきまして、先ほど、できるだけ柔軟にしたいというお話がございましたので期待をしておりますが、例えば、出願の手続は、受付だけはいつでも受け付けていただいて、予算が通ったら実行するとか、何かそういう方式に変えていただきたい。中小企業は、応募期間をいつもフォローしていくわけにはまいりませんので、こういうような仕組みで柔軟にさせていただきたいと思っております。

3ページの要望の5は、特許でいい発明をして、お金を借りて事業をすると同時に、自分の権利がしっかり守れるようにしていただきたいということです。知財の訴訟で中小企業は、余り守ってもらえないという不満もございまして、この点についても何とかしっかり守れるようにしていただきたい。

要望の6は、損害賠償額が、中小企業にとっては非常に低いわけで、裁判所にかかるお金あるいは弁護士に払うお金、これすらカバーできないというようなことになっておりますので、ぜひ、賠償額の引き上げもお願いしたいと思っております。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

近藤委員、お願いします。

○近藤委員 御説明ありがとうございます。

時間がないので手短に。特許庁様の資料の8ページ目で、昨年も要望させていただいた件で、新規の件数をあらわしていただいてどうもありがとうございます。

これは、全体なので地域別に見ると、地域によっては全然ふえていないところがあるとか、ないとかという目で見ると、少し競争も出てくるのではないかと思いますので、そういった試みもあるかなと思います。

それから、同じ資料の10ページ目なのですが、どんどん専門家の数がふえているというのは、非常にすばらしいことだと思いますけれども、緑のところ、企業OBというのが少し減っているようにも見えるので、ここは何か要因でもわかれば教えていただきたいということです。

最後なのですが、金融庁様の資料で、いろいろな支援の対策をいただいていることで心強いのですが、これは、やはり、目利き力を金融機関が持つというのが大前提だと思うのですが、この目利き力アップは、金融機関にお任せ切りなのか、あるいは支援策をされているのかどうか。金融庁様として、今のままで十分なのか、もしくはもっと早く中小企業を支援できるようにするには、そういう人材育成の支援が要るのか、そういうようなところの意見がございましたら、お聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

省庁からのあれは、後でまとめていたします。

佐田委員、お願いいたします。

○佐田委員 山口大学の佐田でございます。

中小企業の知的財産の振興策というのは、どのグラフを見ましても右肩上がり、特許庁さんのきめ細かな産業政策、行政指導のまさにその賜物だろうと思います。

ところで、先般、本学で知財の授業をしていましたところ、1人の学生が新聞を提示しながら、こんな質問をしてきました。

日本は資源が乏しくて、そのために知恵や工夫で世界と勝負するという知的財産立国を標榜している。この知恵のコアになるものが、すなわち特許であり、その振興策を国全体で取り組んでいるという説明を聞いたと。(これは、定番として、学生達に教えているものです。)

ところが、今回、12月8日に新聞記事には特許出願において中国がトップで134万件だと。次いでアメリカが61万件と、世界全体で313万件で、昨年より8.3%増となっている。

ところで、その中で日本は32万件と、中国の4分の1以下に減っていてもいいといったことが紹介されています。

以前、先生は、知財では、日本はトップランナーを目指すというお話をしていたと思

ますが、現状はどうかのですかと、こういったことのやりとりがありました。

知財においても、中国あるいはアメリカが中心になるのではないですかと学生からなかなか厳しい質問がありました。確かに2001年は年間44万件と、日本はトップの位置を走っていたところ、16年間で32万件と30%の減となっています。ただ、出願件数だけを云々すべきではないということは当然わかっていますが、この現状をどのように分析されているのかをお尋ねしたいところでございます。

この質問は事前に通知をしていませんでしたので恐縮なのですが、今わかる範囲でお願いできればと思います。もし、後日ということであれば、機会を設けていただいております。お考えをお示しいただければと思います。

この問題は、知的財産推進計画に示されています国民全てが「一億総クリエータ」、モノづくりで言えば発明人口を増やすとかの基本的な路線にも関係する問題ではないかと思っておりますので、どうか、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

日覺委員、お願いします。

○日覺委員 経団連の知財委員の日覺でございます。

まず、Society 5.0で言っているところのスマート社会の実現のためには、1つの技術領域で課題を達成するのは困難だと思います。やはり、分野の異なる技術の連携、融合が必須になると考えています。

そのために重要な取り組みとしては、やはり、オープンイノベーションにより知恵を活用し合うことが非常に重要だと思っています。

したがって、大企業にとりましても、地方中小企業は、このオープンイノベーションのパートナーとして重要な存在であると思っています。

これは、御参考ですけれども、東レも北陸の地場の繊維企業と組んで革新的な新商品の開発を目指す、東レ合織クラスターという仕組みを2004年につくりまして、現在、100社近くの企業が参画しております。この中で、知財の活用についての支援、啓蒙活動を行っているということです。

また、資料にありますように、中小企業支援には、地域金融機関との連携が欠かせないと思います。知財を担保にお金を借りる知財金融の取り組み、これをさらに進めていただきたいと思っています。

現在、知財事務局で、知財価値評価のあり方を検討しておられると聞いていますが、精力的な検討をぜひお願いしたいと思います。

さらに、将来的には、企業の中で使われずに眠っている特許、これをベンチャーや中小企業が活用する仕組みをつくれませんか、こういった点もあわせて御検討をいただければと思います。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

土生委員、お願いします。

○土生委員 昨日資料を拝見したときに、どこを指摘しようかなと考えたりしながら、昔のことを思い出したのですけれども、知財総合支援窓口ができる前の状況、それから、始まったころのことを考えると、今年も各地の事業のお手伝いをしている中で、劇的に変わっているなど、窓口の存在感というか、窓口があることを前提に様々な取組みが可能になっており、その存在はすごく大きいので、もちろん、まだいろんな問題点はあると思うのですけれども、この5年ですか、6年ですか、この間の進捗というのは間違いなく各地域の知財意識を変えるのに大きな貢献をしている。それは、各地の知財支援の事業に携わっている人間として、まず、この場で皆さんにちゃんとお伝えしておく必要があると思うことが1つです。

そうした中で、特に窓口が存在感をしっかりと出せていると思う地域は、やはり、人です。窓口というより何々さんという名前が、いろいろなところでよく出るみたいなどころがあるので、やはり、窓口で活躍している人を大切にするというか、彼らが動きやすい形を、これからもしっかりとつくっていただく必要があるということを感じております。

あと、今年も各所でヒアリングをした中で、1点気になったことがあったので、複数の中小企業から言われたことなのですけれども、最近、行政から製品開発を頑張れとか、特許を取れとか、新規事業に挑戦しろとか、開発費や知財関連の補助金など、いろんなことで応援をしてくれる。

そういう意味では、ものづくりとか新しいことをやりやすい環境ができてきたのだけれども、でき上がった後どうかということになったときに、特に医療や建設など規制の厳しい分野の企業から耳にしたのですが、開発した製品を行政に持ち込むと、なかなか認可が下りないとか、新しいものはだめだといってはねられるとか、ある意味、行政で施策として、作れ作れとあおられる一方で、でき上がったら新しいからとだめだといってなかなか認めてもらえない。この入り口と出口のギャップに挟まれると、先行投資でお金が出ていくのに、回収のタイミングがどんどんずれてしまう状況になってしまう。持ち上げるだけ持ち上げておいて、その後はなかなか先に進ませてくれない。こうした意見を複数カ所で聞いたので、もちろん、きっちりやらなければいけない業種であるということはよくわかるのですけれども、全省庁で意識を共有して、許認可であるとか、政府の購買とか、開発後のサポートについても考えていくべきテーマではないかということを感じました。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

原山委員、お願いします。

○原山委員 先ほどの金融庁の御発表の中で、地方の金融機関の能力を、目利き、それからコンサルまで広げていくということなのですが、現時点で見たときに、こういう能力を持っている人材が既存の組織の中にいるかということ、やはり、育てなければいけないとい

う認識です。

そういう視点から考えたときに、資料3-2の5ページのベンチマークの項目で「事業性評価結果等を提示した取引先数」等はいいのですけれども、やはり、もう一步踏み込んだ形で、どのような形でビジネスデザインの能力を高める、あるいはコンサル能力を高めるといふ自助努力をしているか、あるいはそういう形のサポートをしているかというところまで確認していかないと、これを実際に役に立つものにするためには、かなりギャップがあると思うのです。その辺をどういうふうと考えていらっしゃるかということを知りたいと思っております。

○渡部座長 山本委員、お願いします。

○山本委員 金融庁の目下室長に質問というか、お願いがあるのですが、資料3-2の3ページと4ページの事例は、非常におもしろいなと思うのですが、いかんせん社名もなく、どこの金融機関がどうしたかとか、誰がアドバイスをしたかという、最初のほうにある、まず、金融機関の目利き力は、誰が働いているのかというのが全然わからなくて、もちろん秘密情報とかもあるのかもしれませんが、いい事例なので具体的な例を出してほしいなど。

どうしても池井戸潤とかの世界だと、金融機関は、知財は理解していないし、技術はわかっていないし、何か悪者になりがちなので、いい例をちゃんとアナウンスしてほしいなというのと、もしかしたら、金融機関から見た知財活用中小ベスト100みたいなものを出して、そこがどういうふうに金融機関が役割を果たしたのかというような観点で見えていくと、最初の取っかかりとして、知財とか技術に対する、そこから融資まで、あるいは事業発展までというところの関心が高まるのではないかと思っていて、そういうところも出していただくとおもしろいかなと思いました。お願いします。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

相澤委員、お願いします。

○相澤委員 金融庁さんが出席されていますが、金融庁さんが規制緩和に向けて少しずつ動かれている象徴していると理解はしています。引き続き努力をしていただきたいと思えます。

さらに、融資が行われるためには、知財の評価がきちんとなされなければならないわけですし、そのためには、知的財産が財産として取引がされているということが必要であると思えます。

アメリカでは、知的財産の取引が、日本に比べれば非常に頻繁に行われています。これからマーケットを形成するためには、特許権がきちんとして保護されることが必要であると思えます。特許権の法的な保護が、いわば価値のボトムラインを形成します。これだけの価値で実現されるのだということになれば、これは金融を行うのに好ましい方向に行くと思えます。

○渡部座長 ありがとうございます。

江村委員、お願いします。

○江村委員 資料2で少し論点の話がありまして、地域経済の活性化とかイノベーションの創出というのが、知財よりもっと上位にあるかなと思ったときに、先ほど日覚委員もおっしゃっていましたが、やはり、イノベーションのエコシステムということを考えるのが重要だと思うのです。

そのために、中小企業が必要な人たちとマッチングするとか、そういう施策がセットになってこないといけないと感じます。

そういうふう思ったときに、知財のところは、いろんな指標がよくなってきているというデータはあるのですが、ほかの施策とのリンクというのがどうなっているかというのをわかる範囲で教えていただきたいのと、その辺にどういう意識を持たれているかということをお聞かせいただきたいと思います。

○渡部座長 ありがとうございます。

最後、長澤委員、お願いします。

○長澤委員 他の産業界の方と意見は似ていますけれども、まず、知財総合支援窓口の相談件数が増えているということは非常にいいことだと思いますし、やはり、意識の底上げには大きな貢献を果たしているのだと思います。

この資料で、件数が増えていることはわかるのですが、成功事例が作れているかが見えにくいと思います。平成23年度からのデータが記載されていますが、その頃から比べると、だんだん世の中は変わってきつつあります。、IOTやAIという言葉が頻繁に聞かれ、ネットワークが普及する中で、特許の数が減っているという話もありました。しかし、これは日本の産業界が、どちらかというと、BtoB、高級志向になるとすると、ある意味自然な現象ではないかと思うわけです。

その状況の中で、特許だけではなく、いわゆる知財ミックスを駆使して経営上、攻守バランスのいい知財戦略を実行するには、その産業界が持っている、もしくはベンチャー、中小が持っている技術的強みについて、その技術を評価できて、それがコアコンピタンスになるのか否かを理解しなければなりません。もし、技術がコアコンピタンスでない場合、ビジネスのコンピタンスは何なのかを、しっかりと理解することが必要です。そうすることで初めて、それを営業秘密で守るのか、不競法で守るのか、やはり特許で守るのかを地方の中小企業が考えられると、この強みを生かせると思うのです。

今、よろず相談窓口や、知財総合窓口が非常に普及してきて、非常にいい傾向だと思うのですが、相談窓口の方々の知見がこれから更に重要になってくるだろうと思っています。ある程度、経営目線の視点と知財目線の視点との両方を持っていて、しかも人的なコネクションがあって、適切な弁護士さん、弁理士さんも知っていて、経営者も知っているというような方を少しずつふやしていくのがいいかなと思います。

その中で、成功例がもう少し紹介されていると、どういうシナリオで、どういう人を置

くという案も出てくると思うので、もし、あれば紹介をしていただければと思います。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

一通り御意見を伺えたかと思いますが、こちらに関して、いろいろ御指摘とか、御質問がございましたが、省庁のほうから、金融庁、特許庁、いかがでしょうか、コメントはございますでしょうか。

どうぞ。

○武田課長 まず、近藤委員から御指摘の地域別の新規の件数というのは、これは、今後、分析していきたいと思いますので、また、件数等がわかりましたら御報告をさせていただきますと思います。

それから、専門家の中で企業のOBが減ってきているというところがございますけれども、私が承知している中では、企業のOBを窓口が専門家として掲げてはいたのですが、その専門家を今度、窓口の相談員として別の形態で雇用したということがございますので、専門家というよりは、直接的な相談員ということに変えたということがございますので、実質、中身は、人がかわっているといったようなことではないと承知してございます。

それから、佐田委員からの御指摘の出願件数の減少については、これもまた確認をいたしまして、また別途の機会でご紹介をさせていただきたいと思っております。

全体の件数は、減ってはいるのですけれども、中小企業の出願件数は、ここ5年間で3割ぐらい伸びているということもございますので、また、そういったことも含めて御紹介をさせていただきたいと思っております。

それから、成功事例の紹介というお話をいただきました。まだ、なかなか分析ができていない面もございます。一応、きょう、窓口がそれぞれ成功事例として取り上げたものを資料には添付をさせていただいておるのですけれども、もう少し分析をして、また、御紹介をさせていただければと思います。

それから、江村委員からの御指摘のマッチング、それから、他の施策とのリンクということでは、我々特許庁のほうでも、知財の政策だけでは、なかなか中小企業の支援はできないということで、中小企業庁の行っている施策とリンクをしていこうということで、まず、よろず支援拠点との連携というところから始めさせていただいております。

窓口への相談に来られる方は、知財だけではなくて、その裏には必ず経営の問題等があるということを相談員、指導員には伝えてございますので、必ずそういった面も掘り下げた相談に乗るようということにしております。

その際には、よろず相談窓口や関係機関への連携を図ってつないでいくといったようなことをしているところでございます。

以上でございます。

○渡部座長 では、日下室長からお願いします。

○日下室長 地域金融機関の知財活用に関する現実を申し上げますと、御指摘のとおり、

まだまだ目利き力が十分ではないと考えております。

資料の3ページ目と4ページ目の事例ですけれども、3ページ目のケースは、金融機関の職員が「なめし」の技術に気づいたということもさることながら、若者からの人気が高まっているというマーケットサイドの情報に感づいてアプローチをしたという、情報に対する感性もあったというケースでございます。

実は、4ページ目の事例こそが現在の地域金融機関にとって必要なと思っております。自ら知財を評価する能力がない以上は、自らが地域ネットワークの中心になってさまざまな関連機関を結びつけることで知財を評価する能力を補完し、最終的には企業の支援に当たっていくという方法もあると考えております。

金融庁としては、こうした2つのアプローチによって好事例を増やしていきたいと考えております。

現実問題で申し上げますと、既に知財が活用され、地域でそれなりに活躍している企業と地域金融機関との関係というのはうまくいっていると思います。一方で、知財が眠っていて、それがまだ具現化されていないが故に、その企業の価値が高められていない、あるいはファイナンスがないという状況においては、これを改善していかなければいけないと考えております。

現在、地域金融機関にとって極めて収益状況が苦しくなっております。こうした中で、地域に眠る知財をいかに掘り起こし、自らのビジネスにつなげていくかということが地域金融機関にとっての存在意義であり、自らが生き残っていくということになりつつあります。こうした意味からすると、現在のように地域が人口減少で苦しんでいる時こそ、彼らの本当の意味での潜在能力を發揮できるチャンスが訪れているのではないかと考えております。

事例の3ページ目にごございますように、メインバンクではなかった取引先企業が有する知財に気づき、自らがメインバンクとなって企業の成長を支えることによって、最終的には金融機関自身の利益も高まっていくと思っておりますので、そういった動きが、今後広がっていくように、我々としてもベンチマークなどの対話を通じて、促して参りたいと考えております。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

追加で、特許庁の武重さん。

○武重企画調査官 先ほど、荒井委員から御紹介のありました中小企業の特許料金半減の件につきましては、次期通常国会に提出を予定しております。

そのため、本委員会においても、適切なタイミングで、今後御報告をさせていただきたいと考えております。

その予定されている内容ですが、全ての中小企業を対象に審査請求料、特許料、これは1年目から10年目になりますけれども、特許料の部分、それから、国際出願関連手数料を

半減する制度を特許法で措置する予定にしております。

国内からの特許出願件数の占める中小企業の割合は15%にとどまっております、中小企業の知財活動は十分ではないと認識しております。

また、現在の中小企業向けの特許料金の軽減制度は、赤字企業などが対象でしたが、知財を積極的に活用している黒字の企業が対象になっていないということで、対象が非常に限定的でありました。

また、提出書類も多くて、手続も煩雑でありましたので、これが十分に活用されていないという状況になっておりました。全ての中小企業を対象に軽減措置を講ずることによりまして、軽減手続が簡素化され、中小企業の知財活動がより一層促進されることとなり、このことは中小企業の生産性革命にも寄与するものと考えております。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。ほかの御意見は、事務局のほうで、また受けとめさせていただくということかと存じます。

それでは、次のセッションに移らせていただきたいと思います。次は「(2)『攻め』の農林水産業・食料産業を支える知財活用・強化」ということで、農林水産省からの説明をいただいた後に意見交換という形で進めさせていただきます。

それでは、農林水産省さん、お願いします。

○杉中課長 農林水産省の知的財産課長の杉中でございます。

知財計画2017では、非常に包括的に農業関係の知財を取り上げていただきましたので、そのフォローアップ、制度面も含めて検討状況等について御説明をさせていただきます。

幅広いものを10分ということなので、資料は飛ばしながら説明をさせていただきます。

まず、資料の3ページをごらんいただきたいと思います。

地理的表示でございますけれども、海外との相互保護ということで知財計画にも書いております。

日EU・EPA、これは、12月8日に最終的な包括合意に至りましたけれども、その中で、改正GI法に基づいて、日本の農林水産物48産品、EUの71産品について相互保護するというところで合意をしたところでございます。

さらにルール面で、より高いレベルでGIを保護するというところで合意をしたところです。

具体的には、産品について全ての使用、いわゆる表示だけではなくて、広告・インターネット等、サービス分野におけるようなGIの使用についても保護の対象とします。

また、先使用につきまして、EPA発効7年間のみに限定をするというような内容で合意をいたしました。

これを踏まえまして、いわゆる日EU・EPA協定の担保法として地理的表示法を改正するというところで作業をしたいと思っております。

改正内容は、今、ご説明したとおり、規制の範囲を、いわゆる表示規制から使用規制に拡大する。あと、先使用が認められる期間の上限を設定するというようなことを中心にGI

法制度の見直しを行いたいと考えております。

飛んでいただきまして7ページ、いわゆる種苗制度についてもさまざまな御指摘をいただきましたので、いろいろ検討しております。

まず、日本の種苗が海外に流出し、それが栽培されることが日本の輸出の阻害になっているということについて、海外で育成者権を取得して、そういったことに歯止めをかけるべきだという指摘をいただいております。

それにつきましては、平成28年度補正予算から、海外での育成者権取得を支援する対策を進めております。

今年度の補正、また来年度の当初予算でも、同様の対策を行っていきたいと考えています。

次に8ページをごらんください。

知財計画で、育成者権の保護対象の明確化、これは、内容が複雑なので説明をさせていただきますと、いわゆる育成者権の保護に対して重要な判決が平成27年に知財高裁で出ました。これは、いわゆる「なめこ事件」と言われるものですが、育成者権者が育成者権の侵害に対して提訴を行いました。それに対して、育成者権の侵害を立証するためには、品種登録を行ったときの種苗、その現物を育成して、それと侵害疑義品を比較して、同じであるということを証明して、初めて育成者権の侵害を証明できるのだという内容の判決が出されました。

ちなみに、この「なめこ事件」につきましては、品種登録のときに保存していた種菌はあったのですが、その保存の仕方が悪く、いわゆるきのこに成長しなかったため、同じものだと証明をできなかったということで、原告が敗訴したというものでございます。

これにつきましては、現物主義によってしまうと、「なめこ事件」のように、植物自体が時間がたつと変種するというようなものとか、保存上の問題があることを踏まえまして、育成者権の保護の権利をどういうふうに決めるのか。あと、権利侵害の立証をどのようにやるのか、あと、举证責任をどうするのかというようなことも含めて、より育成者に使いやすい制度にするという観点から、種苗制度のあり方も含めて、今、検討を進めているところでございます。

続きまして9ページをごらんください。

自家増殖をより制限すべきということについても、2017に書いております。自家増殖というのは、種苗を買ってきて、それを農業者が自分で増殖をして、次年度以降の自分の農業生産に充てるというもので、我が国の種苗法上、自家増殖は一定の制限のもと原則自由となっておりますけれども、国際的なUPOV条約上は、原則禁止されております。自家増殖については何点か問題があつて、1つは、自家増殖を認めると、果実などは1本苗があると永久に自分で増殖できることになり、なかなかビジネスの対象になりにくいということなので、自家増殖が認められている分野については、民間の参入が非常に阻害されるというのが、まず、1点。

あと、自家増殖を認めると、権利に基づいて増殖をしているのが誰か非常にわかりにくいということがございますので、いわゆる権利関係が不明確になって、先ほど言ったように海外流出の要因となっているのではないかと考えております。

あと、自家増殖は、一部省令によって禁止することができるのですが、対象は栄養繁殖体のみであって、種子というのは禁止の対象外になっているというような問題もございますので、さらに自家増殖の原則例外のあり方も含めて、検討を進めていきたいと考えています。

3点目に、これは、種苗法と商標法の関係ですけれども、いわゆる追越問題というのがございます。種苗法と商標法については、先願関係というのは明確ではないので、種苗法の出願があって、いわゆる仮保護のための官報公示、公告を行いますけれども、それを見て第三者が商標を出願するという事例が時々見られます。特に、県等で大規模に品種名の公募を行ったというようなものについて、その結果を見て商標出願をするという例もあります。

種苗の場合は、どうしても栽培試験を経て新種かどうかの審査をする必要があり期間がかかるため、先に商標が登録されてしまい、品種の登録の出願があった名前を、その後、変えなければならないという事態が生じます。

今は、それを防ぐために、品種登録の出願者には、商標出願と品種登録の育成者権の出願を両方行っていて、まず、商標権を取得した上で、さらに育成者権を取得した後に、商標の取り下げを行うと、そういうことをやっていただいておりますけれども、民間の事業者に、そういった過大な負担をかけるという運用を強いているという実態でございますので、そのあたりについては、両制度の調整をうまくできないかと考えておまして、農水省としても検討をしており、今後、特許庁とも相談をしていきたいと考えております。

2点目、12ページをごらんください。

標準化の推進でございますけれども、今年度JAS法の改正をいたしまして、JAS制度というのは、今まで食品の品質を表示する制度という側面が強かったのですけれども、今回の改正で、生産・流通プロセス、もしくはマネジメント、試験方法、あと用語、そういうものについても規格の対象にするということで、日本の農林水産の食品の強みをアピールするような規格を今後つくっていききたいと考えております。

その一環として13ページをごらんいただきたいのですが、JASについても、公的機関が主としてつくるということではなくて、民間の提案によって規格を制定することも可能にしておまして、今、農水省として、いろんなところに働きかけをして、民間から新しい規格の提案をしてもらおうということを考えております。

それを踏まえまして、14ページでございます。どうしても、特に日本の農林水産分野については、国際的な規格化というものの取り組みが遅れておりましたので、JAS法を活用して国際規格化を推進していくことについても進めていきたいと考えております。

引き続き16ページをごらんいただきたいのですが、今、政府全体でIoTの推進とい

うことでデータの利活用の推進をしておりますけれども、農業分野におきましても、高齢化や農業就業人口の減少が進んでいますので、IoTの活用というのは非常に重要だと考えております。

そういった、いわゆるデータの利用を推進するために、効率的に、特にオープンデータを集めたようなプラットフォームを政府がつくるということで、「農業データ連携基盤」というものについて、まず、プロトタイプを本年中に作成して、業者がデータをうまく活用できるような場をつくりたいというふうに考えております。

さらにそれを推進するために、19ページをごらんいただきたいのですが、データを連携した農業を推進するためには、特に異なるメーカーの機器の連携を進めていくということが非常に重要になっておりますけれども、そこで重要になるのは、いわゆる標準化的なものでございます。いわゆるAPIとかのほかにも、農作業の名称とか、農産物の名称とか、そういうものがメーカーごとに取り扱いが違っていると、異なるメーカー間の接続ができないということになりますので、低コストでIoT農業を推進するため、そういった名称であるとか、APIであるとかを標準化するためのガイドラインをつくっていきたいと考えています。

この作業は、農水省、総務省、IT総合戦略室が合同で行っておりまして、さらには、民間が保持して拡充していくという観点から、先ほど紹介しました、こういったガイドラインに基づく用語等のJAS規格化も進めたいと考えています。

最後20ページになりますけれども、今、経産省を中心といたしまして、データを利活用した場合の、データの知財的な保護、その他の検討を行っておりますけれども、そういった取り組みについて、農業分野でも適切に適応していくことが大変重要だと考えております。

そういった観点から、今、データについては契約のひな形づくりというのを経産省を中心に進められており、今後またさらに見直されるという方向で聞いておりますけれども、これについても、農業の現場で使いやすいものが必要です。特に中小企業と農業の場合では、データの共有の範囲とか、そういうのがどうしても異なり、過去の営業秘密の例がありましたけれども、なかなか農業現場ですぐに使えるものではないと考えておりますので、農業現場で使えるような形のガイドラインづくりというようなものをやりたいと考えています。

この中で、契約のひな形のガイドラインとして農業で使えるもの、もしくは今後不競法等のガイドラインで、それを農業分野でどういう形で活用できるのかというようなことも含めて検討したいと考えています。

それについても、一部補正予算の中で要求をしておりますので、できるだけ早期に、そういった検討を開始したいと考えております。

以上、知財計画2017に基づいて、多方面での検討を同時並列的に行っておりますので、その内容をさらに踏まえて知財計画2018にさらに反映させていければと考えております。

以上でございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

農林水産・食品関係について御意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

では、渡邊委員からお願いします。

○渡邊委員 日本弁理士会の渡邊でございます。

推進計画の2017で初めて農林水産関係が大きく取り上げられまして、日本弁理士会としても非常に興味深く見ております。

この分野ですけれども、最近結構採用されるようになっていきますブランド戦略、それから、育成技術ですとか、それにまつわる装置等だけではなくて、先ほど御紹介いただきましたような標準化戦略、それからデータ、これから我々がやっていかなければならないだろう分野はかなりいっぱいあります。

そういうことを考えると、我々も積極的にこの分野に関与していきたいと思っておりますが、歴史的にどうも我々は工業分野とのお付き合いが深いもので、農林水産分野の組織との付き合いが少し薄いという弱点があります。

そこで、我々が動きやすいように、そういう組織との関係を調整していただければ非常にありがたいということと、我々が活動しやすい環境を整えていただけると非常に助かるなと思っております。

それから、農林水産分野の方々に、知財がいっぱいあるというのに気づいてもらうのは、なかなか難しく、今、日本弁理士会も知財広め隊を組織して、いろいろ中小企業相手に知財を知ってもらう努力をしているのですが、セミナー等が中心になるのですが、セミナーをやるだけではなかなか難しい。ですが、セミナーをやって集まっていたら、そこで情報収集をすると、びっくりするような情報が入ってくるのです。これからこういう方向もやらなければいけないとか、そういう情報が入ってくるので、セミナーも1つの手段だと思っておりますが、それと同時に情報収集をやるようなプランニングをしていただくと効率的な広め方ができるのではないかと考えております。

以上でございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

長澤委員、お願いします。

○長澤委員 農林水産分野については素人なので、以下1点のみ発言させていただきます。データ活用に関して、今、かなり総花的に様々なデータがあり、それを活用しようという話なんですけれども、やはり、ビジネス設計といいますか、つくる農作物によって戦略が異なってくると思っております。例えば、ただ単にコストを下げるだけだったら中韓はともかく欧米にも勝てないかもしれません。

ただ、先ほどのJAS規格と組み合わせると、日本品質のものというのを一番安くつくれるのは、やはり、この分野だ、というような経営戦略が必要です。私は、やはりこの国が一番得意なのは、プレミアム農産物だと思っておりますので、先ほど言ったマイクロクライメート等のデータ、それから、土壌のデータ、これらが価値を持つと思うのです。

工業的な生産で日本品質のものをつくるものと、データも違うでしょうし、必要なデータセットも違うであろうと思うので、その辺を今後、いわゆる産、学、農、省庁、それから企業も含めてプランニングできたらいい成果が出るのではないかと思いましたが、今回は、ぜひそういうことを考えていただければと思います。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

高倉委員、お願いします。

○高倉委員 ありがとうございます。

2点ほど、意見、感想を申し上げさせていただきたいのですが、1点はGIです。これまで48品目登録されて、非常に数に順調にふえてきていると思います。

ただ、日本のGIは、EUのような著名なものを登録するというのと違って、むしろ、これをきっかけに地域におけるビジネス化を進めると、そのきっかけというところも大きいと思います。

したがって、登録されて、表彰されてよかったということで終わりではなくて、むしろこれをきっかけにどうやってビジネス化をしていくのかというところが非常に重要だと思います。

少量で高付加価値でいくのか、大量に使って、場合によっては海外生産も展開するのか、あるいは素材そのもので勝負するのか、製品化していくかの、サービスもするのか、こういう農業と経営の観点から、ぜひ農林水産省としても応援をしてもらいたい。

特に、特許庁の地域における知財総合支援窓口のようなもの、これも工業と農業の垣根を越えて、ぜひ活用してもらおうように特許庁との連携も深めてもらいたい。

特に、これは、もう既に計画の中に書き込まれていることとは思いますが、今後進んでいくと思うのですが、具体的な成功例を全国に向けてアピールしてもらいたいという点でございます。

2点目は、地域における研究の推進と、その成果の活用についてなのですが、EUでは、いわゆる共通農業政策、CAPの見直しの中で、地域における研究の支援とビジネス化の応援をしていますが、その核となっているのは、地域の大学とか、地域の公的機関とか、企業とか、農家とかなのですが、実は、その調整役をやっているのは、日本で言うと、経営コンサルタントのような方たちが中心になってやっていて、そういう人件費もEUの資金から提供されているということも聞いたことがありますので、いずれにしても経営コンサルタントが農業と経営という観点から研究成果のビジネス化をやっていくということは非常に重要だと思いますので、ぜひEUが具体的にどういうことをやっていて、どういう問題点があるのかというところも研究されて、いいところは、ぜひ我が国においても活用したらどうかと思います。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

佐田委員、お願いします。

○佐田委員 山口大学の佐田でございます。

本学は、実は、知的財産総合支援活動のほうも少し関与して、支援をさせていただいております。

山口県は、99.9%ぐらいが中小企業で、特に、農業、水産業もかなり盛んというか、それに頼っているというところがございます。

県内をずっと知的財産講習会や相談会等で回っておりますと、最近よく聞かれるのが、きょう御説明をいただいたような農業の品種登録だとか、あるいはGIマークとかです。

それとあわせて商標や団体商標とかの問題です。団体商標、商標は特許庁、品種登録やGIマーク、あるいはGAPだとかは農林水産省となっています。

山口県の現場を見ますと、相談はここに行きなさいというときに、総合支援窓口はある程度なじんでくれていますが、残念ながらこういった農水関係のところは、必ずしもワンストップになっていないのです。今回、特許庁さんが示していただいたように、先ほどの資料の23ページにも地域中小企業の支援体制というのがあるのですが、残念ながら農業関係は出ておりません。

今、ニーズはそういったところにありまして、先ほど御説明いただきました特許行政や農林水産行政をミックスした指導やサービス体制が求められておりますので、ここ霞ヶ関では皆さん方は、非常に盛り上がって連携は大事だと言っておられるのですが、地方の現場では、その辺とギャップがあるということを、ぜひ今後は解消していただければと思います。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

江村委員、どうぞ。

○江村委員 データ連携基盤のところでは少しコメントをさせていただきたいと思います。

この辺の議論というのは、いろんなところで起きているのですが、目的を明確にすることが必要ではないかと思えます。

例えば、生産効率を上げるとか、フードロスが減らすとか、その目的がはっきりしたときに、データを扱うときのオーナーシップだとか、あるいはデータベースの共有というのが、ある意味で、競争領域、協調領域みたいに、ビジネスモデルとリンクをしてきて、ステークホルダーが明確になってくると思うのですが、きょうの絵だと、どうしてもゼネラルなイメージなので、その辺のところをもう少し研ぎ澄ましていただくことが必要ではないかということが1点。

また、データ連携基盤ということで言うと、テクノロジーのことも含めて、今、いろんなところで議論がされているので、なるべくその辺が、重複という表現はよくないのかもしれないけれども、国としてうまく連携した活動になるといいなと感じましたので、コメントをさせていただきます。

○渡部座長 ありがとうございます。

荒井委員、お願いします。

○荒井委員 参考資料7の4ページをごらんいただきたいと思います。

ここに日本地図を掲げてありますが、商工会議所が各地域のJAとか、農業関係者と協力して、農商工連携を進めてきております。

その際の有力な手段が地域団体商標ということで、地域団体商標が2006年に発足してから、約10年、600件あるわけですが、そういうものがちょうど10年で、商標ですから、今、見直しの時期が来ているわけですが、各地で起きている問題は、せっかく地域団体商標を取ったけれども、売り上げの増加につながっていないというようなことがございます。

さっき農水省の方あるいはほかの委員からもお話がございましたが、GIというのは、非常にいいことだと思いますし、GIの対象になっているのも、地域団体商標を取っているものもあるわけですが、ぜひ、地域団体商標でやっているものが経済効果が上がるようにしていただきたい。特にマーケティングだと思います。商標を取って終わりではなくて、商標を取ったものがどのように実際に販売の増加につながるかということが一番のポイントになりますので、ぜひ、そんな観点を入れていただいて農商工連携をもう一遍見直して強化をしていただきたい。農産物の高度化あるいは攻めの農業の関係で、いろいろマーケティングを支援していただくということを希望いたします。

一番下のところでございますが、地域の活力、活用、新事業を全国展開ということで972のプロジェクトをやっております。こういうものが具体的な成果につながるようにする、そうすると、農業関係者も商工業の関係者も知財を使うことが意味のあることだということが、初めてわかるわけですので、そんな観点も一段と強化をしていただきたいということでございます。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

相澤委員、お願いします。

○相澤委員 ありがとうございます。

日本の地理的表示の国際的な認知度も上がってきていますが、このブランド力を維持していくためには、品質管理が極めて重要でありまして、農業大国フランスの品質管理制度というのは、世界で群を抜くものではないかと思いますが、品質管理制度ということについても、これから留意をしてやっていただきたいと思います。

それから、やはりブランディングのためには、商品開発、農産品の開発が大事でありまして、この育成者権の判決では、開発をする人意欲を削ぐことになるので、制度をあきらめることなく、改善に向けて、判決とは異なった結論になるように改正の努力をしていただきたいと思います。

○渡部座長 ありがとうございます。

正木委員代理、お願いします。

○正木委員代理 少し視点が異なることになるかもしれませんが、農業分野の知財活用強化という観点で意見を述べさせていただきます。

弊社の小林が理事長を務めております産業競争力懇談会、COCNにおいて、産官学協力のもとで、合同検討で政策提言を取りまとめ、関連機関に働きかけて実現を図るという活動が行われております。

この中で、農業分野についても研究テーマ事例があり、企業、大学等多数の団体がコンソーシアムをつくって研究成果を活用して、例えば、工場システムを事業化するために、将来設立される新しい会社からお客様の技術ライセンスのスキームをつくるというような取り組みなども行われております。

国の持続的な発展に向けて、今後、産官学が、こうした大きな枠組みを使って、合同で強いビジネスモデルをつくり、その実現を図る中で、知財活用あるいは強化に向けて合同で行動していくということが望ましいのではないかと考えております。

以上でございます。○渡部座長 ありがとうございます。

日覺委員、お願いします。

○日覺委員 EUと同じように、地理的指標GIを活用して、日本の農産物のイメージアップを図ることが非常に重要だと思っています。

それには、やはり、訴求ポイントを明確にするなど、いわゆるブランド力を向上させる取り組みというのが非常に重要だと思っています。

一般的に、我々産業界でもそうなのですが、品質等々については、非常に戦略的にやるのですが、ブランド戦略というのが意外と弱いので、こういったブランド戦略というのをしっかりと取り組んでいく必要があるのではないかと考えています。

一方で、農業従事者がみんな知財に明るいわけではないと思いますから、農水省所管の地理的表示に類似する制度として、いわゆる特許庁所管の地域団体商標といった仕組みもありますから、農協などの農業従事者が集まる場所で、こういった制度についての具体的な活用の仕方、こういったことをわかりやすく説明する取り組みが必要ではないかと考えております。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

林委員、お願いします。

○林委員 ありがとうございます。

まず、先ほど3-3を使って杉中課長から御紹介いただいたとおり、今、農水省を中心として、物すごい勢いで検討が進んでいます。現物主義や自家増殖、商標追い越し問題、JAS規格認証の国際化、そしてデータ利活用といった形で、冒頭の別の御説明で、知財総合支援窓口においては、人が何々さんと呼ばれるような人がと、すごく重要だというお話が

ありましたが、このところの農水省の動きというのは、非常に画期的なものではないかと思えます。

十数年来、農水省でも確かに知財の横断的な普及支援者向けのe-learningテキストをつくったりとか、いろんなことをなさっていて、私も実は関与をしてきたのですが、いろんなものをつくってあるのですけれども、活用されていなかったということなので、今回の取り組みは非常に重要であると思えます。

2点目ですが、政府横断的な取り組みが必要というお話がございました。平成25年から規制改革会議においては、攻めの農業改革ということで、いろいろな改革を打ち出しております。

その中では、農林水産業の再生の最後のチャンスとして、今、問題に挙がっているような論点を挙げておまして、平成28年10月に日弁連と弁護士知財ネットでも全国横断的な農水法務支援チームというのを作りまして、来年の春3月までには、省庁横断的な農水法務のテキストも出版される予定になっております。

3番目ですが、課題として挙がっておりましたデータ利活用についてです。これは、今、経産省のほうでも、各種の取り組みが進んでいるところでありますが、特に契約につきましては、入り口のところで何か事を始める前にデータオーナーシップという、つまりは、利用権についての合意をあらかじめしておくことの重要性、これがことしの5月30日に経産省が出した契約ガイドラインでも盛り込まれているところですが、さらに、もう一つ、これから重要になってきますのは、データ移転がBtoC、BtoBで行われるときに、ライト・トゥ・デリート、削除する問題です。これをどういうふうに捉えるかと、これも現時点では、契約の中で処理していくしかない問題ですので、今後、こういった取り組みをさらに契約の高度化と呼んでおりますが、進めていかなければならないという問題意識を持っております。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

原山委員、お願いします。

○原山委員 私もデータ連携基盤に関してです。

これからの大きな課題として、分散型のデータセットというものをいかに相互乗り入れて活用的にしていくかというのがテーマであって、これは全分野にかかわってくる話です。

今、内閣府でやっているSIPに関しても、11のテーマがありますが、ほとんど全部でこの課題を背負っております。

その中で言うと、農林水産分野というのは先行しているところなので、逆にどういふことをするかというのをほかの分野は見ているので、いい先行事例をつくっていただきたい。

その中で、18ページに書いてあるように、1つ大きな課題として、デリバリーの話があります。目的はデータの連携基盤をつくることではなく活用することであるため、基盤を

つくってからそういうことを考えるのではなく、当初からいかに農林水産の現場で活用できるものを提供できるかというサービスの面、特にアプリの開発に関しては、役所的な発想ではなく、さまざまなビジネスという展開と視点から、いわゆるスタートアップ企業なども、当初から議論の中に組み込んでいただければと思っております。

最後なのですが、林委員の御指摘があったように、データガバナンスというのが同時に大きな課題となってくるので、基盤を整備すると同時に、データのマネジメントの仕方というものを並行して議論をしていただければと思います。

○渡部座長 ありがとうございます。

では、宮島委員、お願いします。

○宮島委員 ありがとうございます。

これまでの委員と重なるところもあるのですが、農水分野では、種苗法とか、現実合っていない部分が多々あったことで、少し気になっていました。ここに来て急速に議論が進んでいるということで、これが早く現実に進めばいいなと思っております。

全体としては、日本全体として、食料の分野は守るべきものから、明らかに日本が1つの攻める武器として海外に打って出られる分野だというふうな意識が高まっていますし、AIの専門家の方々もAIを使って日本が勝てるのは農業の分野だとおっしゃる方もいらっしゃいますので、これまでの製造業が積み上げてきたいい部分も参考にしながら、標準化する部分と競争する部分と、うまくその戦略をつくっていただきたいと思っております。

流通などでは、今、JAの縛りなどからだんだんと、少しずつですけれども、解き放たれてきて、この前の卸売市場改革などでも、そんなに強い反対はなかったと聞いていますので、関係の方々も、改革の必要性というのは、以前よりも大分認識されるようになったのではないかと思います。

そんな中で、AIとか、そういった一見難しそうに見えるものが、ごく手元で簡単に使えるようになるということがすごく大事なかなと思っていて、例えば、キャッシュレス化でも、実は中国のその辺の屋台でも普通にQRコードでばんとできると、やっているのは難しいことなのだけでも、実際に使うフェイスのところでは、本当に誰でも、子供でも、そんなに知識が必要となく使えるというようなものをうまく整備すれば、いわゆる勉強会とかをそれほどしなくても入って来られる形というのはとれるのではないかと思います。

ですので、本当に使う人たちに優しく、今、原山委員もおっしゃいましたけれども、そういった使い方を理屈っぽくではなく接触できる形で進めていただければいいと思っております。

○渡部座長 ありがとうございます。一通り御意見をいただいたかと思っておりますので、では、農林水産省さん、コメントをお願いいたします。

○杉中課長 多くの発言、貴重な助言をいただきましたので、全てに答えられないと思っておりますけれども、何点かお答えしたいと思います。

まず、渡邊先生からいただきましたとおり、これまで農業関係の知財は、比較的、孤立したような形でやっていた側面もありますので、既存にあるような専門家を活用していく

というのは大変重要なことであると思います。

特に、地理的表示などについては、既に弁理士が代理となっている例というのも多いと思いますので、弁理士をさらに活用していきたいと思います。

そういった観点から、我々的に弁理士会と協力して今後取り組んでいきたいということで、まず、弁理士についてのカリキュラムとか、教育みたいなものにGIは十分に入っていないので、そこをどうするかということを検討したいと思います。

また、弁理士は、今後、専門性を活かしていく業務として、この後も報告がありますけれども、農業関係の知財というものはしっかりと位置づけていくということが重要かと思っております、そういったことも関係者と議論をしていきたいと思っています。

あと、GIや地域団体商標をマーケティングにも活用していくという御指摘もいただきました。まさにおっしゃるとおりだと思います。

特に、今後の農林水産業を考えると、どうしても国内市場が縮小することを前提に事業を考えざるを得ない。そのときに、知財をしっかり活用していくことが必要です。特に中国等を中心としながら、冒認商標出願、模倣品対策というのも重要だと思いますし、さらに、そういったブランドを活用していくということについても、農水省だけではなくて、JETRO、経産省とかとも組みながら戦略的にやっていければと思います。

データ連携基盤についても、いろいろと御支援をいただいて、私は直接の担当ではないので十分答えられないかもしれませんが、農業者はさまざまな機械を使っており、自動的にデータが全て発生するものでございます。日本が特に強いのは、非常に高品質な農産品をつくってきたというところもありますので、うまくデータを活用し、フィードバックをして、より品質の高いものを効率的に製造していけるということに使えるというふうに考えております。そういった面で、工業品と比べれば狭い市場でございまして、特に依存するような気象データであるとか、GISであるとか、土壌データ、そういうものは共通して使える場というのを提供するということが重要ななと思っております。

ただ、御指摘のように、非常に役所的な形で押しつけるというような形ではなくて、いろいろ設計の段階から民間企業に入らせていただいてというのは、まさにおっしゃるとおりだと思いますので、それを民間にうまく使ってもらうような仕組みにしていきたいと思っておりますし、データについては、政府全体の中で、いろんな制度の検討がされておりますので、そこに農業としてもしっかり議論に参画をして、気づいてみたら農業分野では非常に使えなかったということにならないようにしていきたいと考えております。

あと、種苗制度についても何点かコメントをいただきましたけれども、農業のことを考えると、しっかり知財の権利を持っている人に使いやすい制度にしていくということが重要だと思いますので、そういった形で制度の見直しのあり方も含めて検討をしていきたいと考えております。

どうもありがとうございました。

○渡部座長　ありがとうございました。

それでは、続いて、知財標準化戦略の一体的推進のほうに移らせていただきたいと思います。

経産省、特許庁からの説明ということで、まず、最初に経済産業省からの説明をお願いいたします。

○萩原課長 経済産業省基準認証政策課長でございます。

お手元の資料3-4をごらんください。「[知財・標準化戦略の一体的推進] フォローアップについて」という資料でございます。

昨年、この場でいろいろ御指摘をいただきまして、この間、いろいろ施策を講じてまいっておりますので、その御紹介をさせていただきたいと思っております。

1 ページ、2 ページ目を縦にごらんいただきますと、第4次産業革命ということで、国際標準化の置かれる状況も随分変わってきてございます。

Connectedということで、つながるものには、電気も通信も全て標準化がつきものでございます。そういった意味では、技術革新と標準化がほぼ同時に動いており、しかもものどサービスは全てつながるといふ世の中になってきているという認識でございます。

2 ページ目の絵は、この後御紹介する審議会で議論をされた絵なのですが、昔は研究開発をして知財を取って、それを標準化してビジネスモデルになって、それを規制に引用するという段階的なものであったものが、現在では、ほぼ同時に研究開発、知財を取りながら標準化をトライして、規制、それから認証して、先ほど少し調達という話も出ておりますけれども、公共調達にも使っていくということです。ヨーロッパが1985年に欧州統合をした際に、さまざまな技術基準を標準化に全部寄せたと、各国の技術基準はEUの基準になっていけばいいのだという全体的な方針になってから、早くも30年でございますので、そういうビジネスモデルがヨーロッパを中心に広がっているという現状でございます。

こういうもつで、3 ページに移っていただきまして、経産省のほうで産業構造審議会を開きまして、広い議論をいただきまして、その中でJIS法についても、また、次々回に御紹介をする機会をいただけるということですので、きょうはさわりにさせていただきますが、いろいろ検討をさせていただいたというところでございます。

大きい論点としては、4 ページの「1) JISの対象拡大」でございます。

JISは、鉦工業分野の標準でございましたので、ねじを初めとした有体物が対象でございました。

一方で、足元ではマネジメント規格でありますとか、サービス分野の規格はどんどん出てきてございますので、対応が不十分ということで、経営管理でありますとか、その中にはプログラムとかデータというものも追加するべきではないかと御指摘をいただいております。これは、1月に産構審を開きまして、報告書を一度まとめたのですが、改めて議論をいただいて、最終的にJIS法の改正について諮る予定にしております。

また、5 ページでございますが、これも審議会で非常に出た議論なのですが、体制の強化でございます。標準化の体制についても、この場でもいろいろ御議論をいただき

ましたけれども、標準化をやるだけで終わっているのではないか、また、経産省だけがやっているのではないかという話も審議会でもいただきました。このため、世界のルール、規制、そういうものも技術動向というものを見ながら、私どもルールインテリジェンスと言っていますけれども、ルール形成をしながら重要分野をある程度目の子でつけながら、体制を組んでやっていこうと考えております。

昨年この場でも、国研を軸にという話もいたしました、審議会では、大学、学会もぜひ使ってほしいという話もいただきましたので、そういった体制でやっていこうと考えてございます。規制・認証について、これまでグレーで書いてあるところをメインにやってきたものを両ウイングに広げるということを、今、トライをしているというところでございます。

1 ページ飛ばしていただきまして、7 ページは、その具体的なやり方として、スマートマニュファクチャリングの例でございます。

真ん中にAIST、産総研が入ってございますけれども、標準化を提案する部隊と、それから、ビジネスモデルをつくっていただいている、FANUCさんを初めとした部隊が右側にごさいます、左側には、実際に、実証事業をやっていらっしゃる方もいます。

そういった意味で言うと、いろんな人たちが連携をとりながら、日本としての提案をするだけではなくて、実ビジネスに不利益を被らないように、いろいろ配慮をしながら標準化提案をしていくということを、今、やっております、ドイツと一緒に共同で議長をとるなど、足元では、少しずつ成果が出てきているというところでございます。

また、その標準化体制につきまして、政府全体では、8 ページの「国際標準化のためのオールジャパンを超えた仲間作り」と称しておりますけれども、残念ながら国際標準化は、オールジャパンでまとまっても1票にしかありません。ヨーロッパをまとめれば20票以上持っているわけでございますので、到底勝てない。

ただ、中国も韓国も、それから、アメリカも1票でございますので、そういった意味で、デジュールの話ではそうですし、また、デファクト、それから、フォーラムという世界では、それとまたスピードの違った議論がございます。先ほどの情報収集についても、そういったところに広げながらオールジャパンを超えて、グローバルに誰と組むかということを考えながらビジネスをつくりませんと、なかなか勝つことは難しいという世の中になってきます。

そういった中で、そういう認識を経済産業省だけではなくて、全省庁で共有して進めていこうということで、今般、この9月に内閣官房の再生事務局に音頭をとっていただいて、官民戦略会議ということを開かせていただいて、ここには、知財の事務局のほうにも入っていただきながら、各省で連携して、今、戦略を練っているところでございまして、来年のしかるべきタイミングまでに基本的な考え方をまとめていきたいと考えているところでございます。

また、人材育成でございますけれども、次の9ページは、昨年、ここで裾野人材という

ネガティブワードを言ってしまうと、何人かの委員の方から、それだけは使ってくれるなどと言われたので、しっかりと外させていただいているところでございます。そういった意味では、標準化は専門家だけではなくて、マネジメント人材にも及ぶものですので、これは昨年も御披露いたしましたけれども、名称にこだわるつもりはございませんけれども、「CSO」等の標準化のわかる経営陣の方にぜひふえていただきたいということで、私も手分けをしながらいろんな企業を回らせていただいているところでございます。

1 ページ飛ばしていただいて12ページですけれども、そういった試みの中で、若手も育てていかなければいけないということで、ヤング・プロフェッショナル研修という英語での研修をもう随分長くやっております、受講生も200人ほどになりました。この人たちから、この人こそが、スーパーヤングプロと言っているのですけれども、ヤング・プロフェッショナルの中のヤングプロだという人を、世界をリードできるような人を日本から出していこうということで、表彰制度とも少し違ったアワード制度みたいなものをつくれなかなということを検討しているところでございます。こういった方々が、将来の国際標準化、フォーラム標準、デファクト標準の担い手になってくれなかなということ、いろいろな施策を講じているところでございます。

また、13ページの、大学との連携において、標準化事業で佐田先生には、大変お世話になっており、特に右側の赤枠で書いてあるモデルカリキュラムの作成などに御尽力をいただいております。また、多摩地区の5つの大学において、グローバル企業のトップによってルール形成のための講演会や講義をやっていただいて、5大学共通の単位を取得していただくということを、毎年各5大学で回しながらやっていくなどという試みを今年始めさせていただきます。

そういった意味では、人材を広く、それから、高度化していくということで、横も広げて、縦も高度化していくことをやっているところでございます。

14ページは、人材育成の、この前のワーキングチームの中での宿題なのでございますが、資格制度も何か考えてほしいというのがございましたので、日本規格協会さんをお願いをいたしまして、規格開発エキスパートというものと、そのエキスパート補というものをつくっていただいて、今、いろいろとトライをしているということでございまして、登録制度もスタートしていますので、徐々にそういう試みで広がっていけばいいかなと考えているところでございます。

最後、予算の資料をつけておりますけれども、予算もおかげさまで、1割ほど伸びてございますので、こういった予算を両脇の赤いところに使っていきたいと考えてございます。

私からの説明は、以上でございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

続いて、特許庁から説明をお願いします。

○川合課長 特許庁秘書課長の川合でございます。資料3-5に基づいて御説明いたします。

1 ページ目でございますけれども、知財推進計画2017におきまして「弁理士業務としての標準関連業務への関与の役割の明確化の検討を行う」。これに対応するために、ことしの10月から産構審の弁理士制度小委員会で検討を進めております。ここの小委員長は、相澤委員にやっていただいているということでございます。

これまでの審議の状況でございますけれども、10月には標榜業務として標準関連業務を明文化することの方向についておおむね了承をいただきまして、ただ、能力担保のための研修が必要だという議論になりまして、継続研修における必修化の必要性については、引き続き検討する。

昨日、報告書の（案）を踏まえた審議が行われまして、この中で、継続研修の残ってありました課題につきましては、基礎的知識の提供にかかわる部分は必修化すべきだという結論になっております。

報告書を取りあえず取りまとめましたので、年内にパブリックコメントにかけて、来年、報告書を固めて、その上で通常国会に向けた準備をしたいと考えております。

2 ページ目でございますけれども、今回、どのような業務を法律に書くかということで、太い赤線は、今の弁理士法でも対応が可能だろうと。二重線、真ん中のオープン・クローズ戦略の部分と、上の標準会議・コミュニティへの参加、ここの部分は、中小企業を中心に弁理士による関与の期待が高いということが、今回の審議の中で明らかになりましたので、この部分について弁理士法に明文化する方向で検討しております。

簡単ではございますが、以上でございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

それでは、こちらの知財標準化について御意見をいただきたいと思いますが、時間が大分来ているので、何人ぐらいおられるかを、まず、把握をしたいと思います。6人ですと、何とかありますね。

では、相澤委員からお願いいたします。

○相澤委員 今、標準に関してルールメイキングの重要性ということが言われたわけですが、ヨーロッパは、レギューム設定ということに、国家の利益を絡めてよく考えています。日本もそういう観点から標準化というのを考えていく必要があると思います。

○荒井委員 参考資料7の5ページをごらんいただきたいと思います。

「要望8」と書いてありますが、中堅中小企業の市場獲得への支援について、いろいろ施策をやっていただいて成果を上げていただいているということでお礼を申し上げます。

さらに、お話がございましたが、コネクティッド・インダストリーあるいはIOTが進むと中小企業への影響が標準の分野で非常に大きくなってくると思います。

その意味で、今、地方の中小企業も、東京もそうですが、こういうものを勉強しなければいけないと思いつつも、なかなか東京で開かれるセミナーとか説明会に出るのは、実際に大変なわけですから、ぜひこういうものについては、インターネットで放送していただくとか、あるいは配信していただくということをお願いしたいと思います。

それから、JISでサービス分野の対象拡大ということですが、中小企業も大変サービス分野に関与をしているわけで、どんな影響が出てくるのだろうかということに関心を持っています。中小企業の立場になったときに、どんな改正をしていただけるのかもわかりやすくPRしていただきたいと思います。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

佐田委員、お願いします。

○佐田委員 山口大学の佐田でございます。

経産省さんの要請で、本学も知財の教育とあわせて標準化を取り入れたテキストをつくっているのですが、それとあわせて、大学の先生方にも認識を持ってもらおうということで、標準化事業の中の新市場創造型標準化制度を活用させていただいております。

今回、論点整理の3ページのところに、事務局さんでおつくりいただいている新市場創造型標準化制度、(2)のポツの3のところ、画期的な制度で評価されているとの分析がなされています。この点は異論のないところで、本学の先生も、これを活用して標準化、これは、大学においてもマーケットを広げるためには、標準化の意識が必要だということに取り組んでおります。

ただ、よく調べてみますと、これは残念ながら経済産業行政の枠の中の対象物だということに限られております。

地方の現場では、国土交通省分野だとか、厚生労働省分野だとか、農林水産省分野だとか、それぞれが標準化の対応が必要になるわけですが、残念ながら、経済産業省以外ではこのような仕組みが見当たりません。

このことは、経産省さんに言う筋の話ではないのですが、どこかで、例えば内閣府さんとかで、できれば全部の省庁も含めて横断的に、こういったことはいい取り組みなので、御推奨いただければ非常にありがたいと思っております。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

長澤委員、お願いします。

○長澤委員 手短かに、ここに書かれていることは、標準化を戦略的に策定しましょうという標準化作業というものが主に書かれており、これは攻めの部分なのですが、実際、経産省が書かれている2ページ目の絵のとおりで、研究開発、標準化、規制、認証というものがパラレルに進んでいることは間違いのないところですが、ということは、横に併存するような規格とか標準化があって、それとの競争になっていくと思うのです。さらに、既存の標準が既に存在していると、それに対してどのように対応し、どういうプレーヤーがビジネス化していて、新たな標準化をすることはどういう狙いかということをも明確にしていけないと、なかなか標準をつくっただけではビジネスは成り立っていかない

と思いましたが。そのため、その辺について経産省さんのほうで、もう少し知見者を呼んで考えるという過程があってもいいのかなと思ったので、一言だけ発言させていただきました。

○渡部座長 ありがとうございます。

日覺委員、お願いします。

○日覺委員 標準化活動人材の育成には、説明がありましたように、多くの標準化案件を手がけている産総研を中心とした国研の人材、これを有効活用すべきだと思っています。

そこで、国際標準化を議論しているISO等の会議にメンバーとして参加してもらうほか、民間企業の標準化人材育成にも協力をしてほしいと思っております。

あと1点ですが、国際標準化の議論の焦点というのは、個々の製品単位の標準からシステムあるいはコンセプトレベルへの標準に移っていると思います。

ですから、Society 5.0を見据えて、日本として何の標準を取りにいくのかといったことを政府においても戦略的な標準化の議論といったことをお願いしたいと思っております。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

先に渡邊委員、お願いします。

○渡邊委員 まず、弁理士の業務に標榜業務として標準化を加えていただく方向で御検討いただきまして大変ありがとうございます。

今、現実に標準化に携わっている弁理士も少なからずいるのですがけれども、まだ十分という状態ではないと思っております。

そこで、弁理士であれば誰もが標準化について適切なアドバイスができるようにするためのベースの研修と、実際に標準化の業務に深くかかわっていく、専門的に高い知識を持った弁理士を育てるための研修、二段構えでやっていこうと思っております。

特に、高度な研修については、弁理士会の中だけでは、なかなか講師が賄い切れなくなるということが考えられます。そのために、外部の方々に講師の先生をお願いすることが多々生じてくると思いますので、もし、御依頼がございましたときには、一つよろしく申し上げますというお願いを付け加えまして、私の意見とさせていただきます。

○渡部座長 ありがとうございます。

あと、江村委員と林委員ですかね、では、江村委員からお願いします。

○江村委員 3点申し上げたいと思います。

1点目は、先ほど日覺委員がおっしゃったことと全く一緒で、日本としてSociety 5.0と言っているときに、これは、経団連の中でも少し議論が始まっていますけれども、どう位置づけるのかというのを、やはり、Industry 4.0でとまっていない次のものを考えていくことが非常に重要かなと思います。そのときにシステムレベルからの標準という意識を持っていくことが非常に大事だと思います。

それから、標準化団体のことで言うと、コンソーシアム型のものが非常に目立ってきて

いる中で、議論が、どちらかというところ、従来型のデジュール型の標準のところ寄ってしまっているのを、もう少しバランスを考えたほうがいいのではないかと思います。

3点目は、皆さんがおっしゃっていることで、ルール形成まで含めた議論で整理されているのは非常にクリアーになってきていて、だからこそ、標準化というのを主語にしない資料に変えていくことが重要ではないかと思います。

○渡部座長 ありがとうございます。

それでは、最後、林委員、お願いします。

○林委員 ありがとうございます。

2点申し上げたいと思います。業務を拡大する場合には、やはり、共同事務所内での利益相反禁止を明文でうたうなどの手当も同時に必要ではないかと思います。

2点目ですが、この資料の2ページ目にありますように、標準化に関する実務は、最後のライセンス交渉の部分、契約を通じて行われるのが実態でございますので、これは、データ取引についての不競法改正の場面とも共通しますが、現在における近々の問題というのは、こういった事業の枠組みを法律的に構築するという意味での契約の高度化であると思いますので、この点について、契約の高度化が必要だということについては、コンセンサスがあるものの、実際に企業に伺いますと、まだまだ対応できていない、実際の日々の契約では、ここの手当ができていないと伺っております。

そういった点で契約となりますと、民法、商法、独禁法、国際法、また、個人情報保護法といった専門性の裏づけのある弁護士などとの共同作業というものも必要ではないかと思えます。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

こちらのトピックについても一通り御意見をいただいたかと思えます。

経産省、コメントをいただければと思えます。

○萩原課長 多岐にわたる御意見をいただきまして、ありがとうございました。

まず、中小企業への対応につきましては、荒井委員から御指摘をいただきましたとおり、さまざまな取り組みを行っているのですが、やはり、東京がメインでございますので、地方につきましては、INPITさんと共同でゆったり工夫はしておりますけれども、確かにサービスということになりますと、より影響が大きくなりますので、やり方については、ぜひ工夫をさせていただきたいと思えます。

また、人材育成の関係で、佐田先生のほうから、新市場創造型標準化制度を全省庁でというご意見をいただきましたけれども、先ほど御紹介したとおり、関係省庁間で国際標準についてディスカッションする場をつくりましたので、こういった場を活用しながら、こういったやり方があるかということを検討したいと思えます。

個人的には、幾つかやり方があると思っておりますので、次回に御紹介するまでに、何とか方向性だけでも出していきたいと思えます。

それから、長澤委員のほうからは、つくっただけではだめだという御意見をいただきまして、そのとおりだと思います。しっかりと競争を考える上でのルールをつくる上での標準化、また、江村委員も御指摘だと思うのですけれども、標準化が主語になってはだめだというご意見について、標準化は単なるツールで手段でしかないわけですから、これは知財も同じですけれども、ある種、事業戦略を実現するためのツールだという位置づけで私どもも考えております。そういう意味では、別にデジュール、コンソーシアムに関係なく、いろんな意味で資金提供ができるように柔軟に動かしていきたいと思っております。

また、先ほどの関係省庁間によるディスカッションの場において、経団連からの御指摘で、個別の技術分野については、各企業が主体的にやっているから、そこについては、役所はサポートをしてくれるだけでいいのだけれども、Society 5.0のようなコンセプトアルなものこそ、政府が音頭をとるべきではないかという、非常に示唆的なコメントも頂戴していますので、そういった方向で、我々としても考えていきたいと考えています。

いろいろいただいてございますけれども、さまざまな御指摘を踏まえて引き続き頑張っ  
てまいりたいと思っております。

ありがとうございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

特許庁、ありますか、よろしいですか。

そういうことでございます。3つのトピックは終わりましたけれども、あと、追加的に事務局より説明等ございますでしょうか。

○仁科参事官 本日は、経済産業省から不正競争防止法の改正に関しまして「データ利活用促進に向けた検討中間報告（案）概要」というものが参考資料6という形で御提示いただいております。

本日、関係省庁から御紹介のございました特許法ですとか、あるいはJIS法、弁理士法の改正とあわせて、今後、法改正を予定しておりますので、御紹介をさせていただきます。

以上です。

○渡部座長 よろしいですか。

それでは、これで予定の時間が参りましたけれども、局長からコメントをいただければと思います。

○住田局長 本日もどうもありがとうございました。

きょう、中小企業、農業、標準と、それぞれに違う分野の話をさせていただいたわけですが、共通的に気づいたことというのは2つぐらいございまして、やはり、知財にしる、新しい農業の品種にしる、標準にしる、それ自体に価値があるわけではなくて、それを使うというか、どう経営で生かしていくかということが非常に大きなテーマなのだなというところを感じたわけでございます。経営コンサルの視点とか、あるいはブランド戦略とか、いろいろ農業のところでも御指摘がございましたし、中小企業のところでも、いろいろな

御指摘をいただいたわけです。

ただ、知財とか、標準とかを使うというのは、言うのは簡単なのだけれども、なかなか簡単ではないだろうなと思うわけで、中小企業においては、特に大変なところが多いわけですが、大企業においてさえ、やはり、例えば、統合報告なども拝見をしていますが、一体どうやって自分たちの持っている知財とか、その他の強みを生かして価値に結びつけているだろうかというのは、なかなか、なるほどそうかというのをストーリーで語れるようなところは余り多くないわけですが、そういう面で、今まで以上に知財、知財と言うだけではなく、より幅広くいろいろな要素について経営でどう生かしていくか、その中で知財がどういう役割を果たしていくか、こういう観点から見ていくことがとても大事なのだろうなと思います。

それとの関係で、やはり、きょうも出てきたことでありますけれども、江村委員からも他の政策とのリンクが必要だという御議論があったり、標準のところでも、標準を主語にするなという議論があったわけですが、どうしても役所の仕事というのは縦割りになる、これはどうしてもあるわけで、知財と言えば知財だし、標準と言えば標準ということで、その隣のところが十分に見えないという傾向がどうしてもあるわけですが、それをブリッジするのが内閣府の役割ではありますが、やはり、なかなか我々も多勢に無勢という言葉は適切ではないですが、なかなかリソースも限られていて、できないところもあるのですが、そういう広い視野でものを見ていくというのは、皆様のお力をお借りしながら引き続きやっていきたいと思っております。

例えば、中小企業のところでも、知財ということで、中小企業ということで切ってしまうと、そういうテーマでやっている施策だけが上がってくるわけですが、中小企業庁の経営支援の施策というのはいろんなメニューがあって、その中に、もちろん、いろんな中小企業で知財を持っているところも使えるわけで、実は、本当はあるのだけれども、知財という入り口で見てしまうから見えてこないメニューとかもあるし、例えば、ローカル・ベンチマークなどもそうですし、本来は、もっともっと横の連携の施策があるのですが、なかなかそういうのを一覧性のある形で見せることというのは、非常に難しいなというのをきょうもつくづく感じたところでございます。

それと、標準のところでも大変本質的な御議論をいただいたと思っております。まさにルール形成だとか、あるいはプラットフォーム形成というようなことが、これから非常に大きなビジネスの中でも価値を占めていくわけですから、たまたま萩原課長は、非常に視野が広い人なので、標準のことだけではなくて、ルール形成まで広げてくれているわけですが、そういう広い視野で見るという流れを、また、全省的にも持っていきながら進めていきたいと感じているところでございます。

本日は、どうもありがとうございました。

○渡部座長　ありがとうございます。

次回以降の予定について、事務局から説明をいただければと思います。

○仁科参事官 冒頭に資料 1 を用いまして御説明しましたとおり、次回は、第 3 回会合、2月5日月曜日、午後4時から午後6時で予定しております。

その後、第4回が3月29日、第5回以降につきましては、今後、委員の皆様と日程調整をさせていただきます、決まり次第、御連絡を差し上げます。

以上です。

○渡部座長 本日は、どうも御多忙のところ、ありがとうございました。これで閉会させていただきます。

ありがとうございました。